

第3期中期計画（骨子）案

前文

計画策定時に、記載いたします。

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 教育の内容と成果に関する目標を達成するための措置

本学独自の教育研究理念を踏まえて策定された三つのポリシーに基づき、少人数による多様な実践教育を体系的・横断的に実施する。

新キャンパスにおける環境を活用しながら、ディプロマ・ポリシーに基づいて、確かな技能・技術や幅広い教養を修得させ、社会に活力を与える創造性と感性をもった人材を育成する。

また、カリキュラム・ポリシーに則り、シラバスを通じた学修目的、学修目標を体系的に可視化し、学位授与方針に基づいた成績評価基準に沿って適切な成績評価を行うとともに、学生及び教職員が学修・教育の成果の把握と改善に努めることで、教育の質保証の充実を図る。

入学者選抜では、アドミッション・ポリシーに基づき、芸術の専門教育を受ける適性、能力や意欲などを多面的、総合的に判断し、多様で可能性に満ちた学生を確保できる入学者選抜を推進する。

(2) 教育環境等の向上に関する目標を達成するための措置

芸術教育の特性を踏まえ、教職協同で教職員の資質向上に努めるとともに、多様な人々にとって公平かつ安心安全な教育研究環境の基盤を確立し、学生の自主的な学びを促進させるなど、専門的な教育研究環境の充実を図る。

また、教育研究を一層深め、幅広い教養を身につけるため、デジタル技術の基盤強化や大学コンソーシアム京都をはじめとした他大学との連携を拡充し、学びの場の充実を図る。

(3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置

多様な学生一人ひとりの学修、研究をサポートし、全ての学生が公平に心身ともに充実した学生生活を送れるよう、きめ細やかな支援体制を組織化し、支援の充実を図る。

芸術家へのキャリアサポートや企業等への就職支援について、在学生のみならず卒業生も対象に、個々の状況に応じた支援体制を組織化する。

2 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

教員の自由で独創的な研究の伝統を継承し、本学や京都特有の歴史や環境、人的な交流などの文化芸術資源を生かした研究の深化を通して、社会における芸術の新たな可能性の追求を図る。

また、その研究成果の発信に努め、作品や演奏の発表のみならず、出版物、紀要などを通し、これら知的資源を社会に還元することで、京都はもとより国際的な文化芸術の振興・発展に寄与する。

(2) 研究への支援等に関する目標を達成するための措置

新キャンパスにおいて、デジタル技術の基盤強化など、学生及び教員が様々な研究に邁進できる充実した環境を整備するとともに、支援体制の組織強化を図るなど、研究基盤の強化に努める。

3 その他の目標を達成するためにとるべき措置

(1) 国際交流の充実に関する目標を達成するための措置

国際的に活躍できる創造的な人を輩出するため、海外の芸術大学やアーティスト等との交流・連携を推進するとともに、学生の海外留学や留学生の受入れに関する支援の充実に努める。

(2) ダイバーシティの推進に関する目標を達成するための措置

多様性を尊重し、包摂性のある共生社会の実現に向け、多様な価値観を教育研究に活かせる環境の整備を図る。

第2 地域連携・社会貢献の推進等に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 地域連携・社会貢献の推進に関する目標を達成するための措置

社会連携ポリシーを策定し、新キャンパスの地の利を活かしながら、新しい社会連携の手法を創造する。

伝統文化や産業の振興にも寄与するため、地域の産業界、福祉医療分野、地域団体、文化芸術機関、伝統文化関係団体、大学、小中高等学校等との連携を図る。

また、京都から文化芸術を広く発信し、新しい芸術の可能性を追求した研究成果である知的資源の活用を社会に還元することで、地域の文化芸術教育の推進に貢献する。

2 社会人や子どもへの芸術教育の推進に関する目標を達成するための措置

学習の多様性が生み出す新たな芸術の価値創造を担う人を育成し、社会における多様な芸術のあり方を提案する人の育成機会を確立する。

3 推進方法の整備に関する目標を達成するための措置

計画策定時に、記載いたします。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織力の向上に関する目標を達成するための措置

大学を取り巻く社会環境の変化や全学的な課題に対応するため、ガバナンス機能の強化を図る。また、組織の枠を超えた全学的な視点から、組織の再編や学内資源の再配分など、組織の適正化に取り組むとともに、教職協働の実質化を促進することにより、教育研究をはじめ大学の活動の一層の効率化・活性化を図る。

2 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

長期安定的な大学運営の実現に向け、新たに生じる課題に適切に対応しつつ、将来を見据えた大学運営を行う。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにすべき措置

1 外部資金その他の自己収入の確保・拡大等に関する目標を達成するための措置

長期安定性と自律性を確保するとともに、移転後の施設設備の維持・充実のため、外部研究資金や寄付金等自己収入の獲得の取組を強力に推進する。

2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置

教職員の適正な配置や業務の効率化により、持続可能な大学運営に努める。

3 資産の適正な管理と有効活用に関する目標を達成するための措置

新キャンパスを適正に維持管理するとともに、有効活用を図る。また、保有資産・芸術資料等の適正管理とその価値の発信に努める。

第5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

中期計画等の目標達成度について自己点検・評価を着実にを行うとともに、評価結果を速やかに公表することで、透明性の高い法人運営に努める。

また、令和10年度に受審予定の第4期認証評価を見据え、教育研究や大学運営の改善に資する内部質保証システムを確立する。

2 情報公開及び情報発信の推進に関する目標を達成するための措置

開かれた大学として、在学生・卒業生や教員の活動について積極的に発信するなど積極的な広報活動に取り組み、大学活動の理解の促進と広範な支援の獲得を目指すとともに、入試広報についても充実を図る。

第6 その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の維持管理に関する目標を達成するための措置

将来にわたり、新キャンパスの良好な教育研究環境を維持できるよう、管理手法を確立する。また、新キャンパスがダイバーシティや環境負荷の低減に配慮したものとなるよう常に対策を講じるとともに、開かれた大学としての有効活用を図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

全ての学生及び教職員が安全で安心して学び、働ける環境を確保するため、全学的な安全管理体制を強化する。

3 法令遵守及び人権の尊重に関する目標を達成するための措置

公立大学法人として、学生や市民、地域社会から信頼される法人運営のために、教職員に対し、法令や学内規程等の遵守及び人権尊重の徹底を図る。

第7～ 財務及びその他の計画について

計画策定時に、記載いたします。